

# 柿崎ふれんどり～ホームうらはま

## 「指定共同生活援助事業（介護サービス包括型）」利用料金

(令和4年8月1日)

### 1、訓練等給付費対象サービスの料金

お支払いいただく負担金は、原則として次の料金の1割の額です。ただし、利用者の収入等に  
応じて決定された上限額を超えてご負担いただくことはありません。

#### (1) 基本料金

給付費名称	障害支援区分	利用料金 (1日につき)	利用者負担金
共同生活援助サービス費 (Ⅱ) 世話人の配置(5:1以上)	区分1以下	1,980円	198円
	区分2	2,430円	243円
	区分3	3,310円	331円
	区分4	4,210円	421円
	区分5	5,000円	500円
	区分6	6,160円	616円
共同生活援助サービス費 (Ⅳ) (体験利用)	区分1以下	2,720円	272円
	区分2	3,220円	322円
	区分3	4,110円	411円
	区分4	5,010円	501円
	区分5	5,820円	582円
	区分6	6,970円	697円

#### (2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	利用者負担金
福祉専門職員 配置等加算 (I)	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が 35%以上雇用されている場合	(1日につき) 100円	10円
夜間支援等 体制加算(II)	夜間の連絡・支援体制について、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる場合 (夜間支援対象利用者5人)	(1日につき) 900円	90円
日中支援加算 (I)	65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して必要な支援を行った場合 (ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日、祝日に支援を行った場合については、算定しない)	(該当者) (1日につき) 日中支援対象 利用者1人 5,390円	539円
		(日中支援対象 利用者2人以上) (1人当たり) 2,700円	270円

日中支援加算 (Ⅱ)	日中活動サービスの支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター、介護保険法の通所介護・通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア等の利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により当該サービス等を利用できない期間が月に3日以上ある場合であって、昼間に必要な支援を行った場合	(該当者) (1日につき) 区分4、5、6 (日中支援対象利用者1人) 5,390円	539円
		(日中支援対象利用者2人以上) (1人当たり) 2,700円	270円
		(該当者) (1日につき) 区分3以下 (日中支援対象利用者1人) 2,700円	270円
		(日中支援対象利用者2人以上) (1人当たり) 1,350円	135円
自立生活支援加算	居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に先立って、当該利用者に対して、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの連絡調整等を行った場合 (入居中2回、退居後1回を限度)	(該当者) (1回) 5,000円	500円
入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、事業所の職員が、共同生活援助計画に基づき、病院又は診療所を訪問し、病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合 1月の入院日数の合計数(入院の初日と最終日を除く)に応じ算定 (1月1回を限度)	(該当者) 入院日数が3日以上7日未満 (1回) 5,610円	561円
		(該当者) 入院日数が7日以上(1回) 11,220円	1,122円

<p>長期入院時支援特別加算</p>	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、事業所の職員が、共同生活援助計画に基づき、病院又は診療所を概ね週に1回以上訪問し、病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合</p> <p>1月の入院日数（入院の初日と最終日を除く）が3日以上</p> <p>（入院の初日から3ヶ月に限る）</p> <p>※入院時支援特別加算が算定される月は算定しない。</p>	<p>（該当者） （1日につき） 1, 220円</p>	<p>122円</p>
<p>帰宅時支援加算</p>	<p>利用者が共同生活援助計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合</p> <p>1月における外泊日数（外泊の初日と最終日を除く）に応じ算定</p> <p>（月1回を限度）</p>	<p>（該当者） 外泊日数が3日以上7日未満 （1回） 1, 870円</p>	<p>187円</p>
	<p>1月における外泊日数（外泊の初日と最終日を除く）に応じ算定</p> <p>（月1回を限度）</p>	<p>（該当者） 外泊日数が7日以上（1回） 3, 740円</p>	<p>374円</p>
<p>長期帰宅時支援加算</p>	<p>利用者が共同生活援助計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合</p> <p>1月の外泊日数（外泊の初日と最終日を除く）が3日以上</p> <p>（外泊の初日から3ヶ月に限る）</p> <p>※帰宅時支援特別加算が算定される期間は算定しない。</p>	<p>（該当者） （1日につき） 400円</p>	<p>40円</p>
<p>地域生活移行個別支援特別加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出した事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合</p> <p>（利用開始から3年以内で必要と認められる期間）</p>	<p>（該当者） （1日につき） 6, 700円</p>	<p>670円</p>

精神障害者地域移行特別加算	都道府県知事に届出た事業所において、精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者であって退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合 ※地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は算定しない。	(該当者) (1日につき) 3,000円	300円
強度行動障害者地域移行特別加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出た事業所において、障害児者支援施設に1年以上入所していた厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援を行った場合 ※重度障害者支援加算を算定している場合は算定しない。	(該当者) (1日につき) 3,000円	300円
通勤者生活支援加算	一般の事業所で就労する利用者が50%以上を占めるとして都道府県知事に届出た事業所において、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等、日常生活上の支援を行っている場合	(1日につき) 180円	18円
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合(1月につき)	所定単位 (基本料金、加算・減算料金含む)×8.6%	左記額の1割
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合(1月につき)	所定単位 (基本料金、加算・減算料金含む)×1.9%	左記額の1割

※上記の基本料金、加算料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本料金、加算料金も自動的に改訂されます。その場合、事前に新しい基本料金、加算料金を書面でお知らせします。

(3) 減算 以下の要件に該当する場合、上記の基本料金から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
個別支援計画未作成減算	共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 (一)減算が適用される月から2ヶ月目まで	上記基本料金の70%を算定
	(二)減算が適用される月から3ヶ月目以降	上記基本料金の50%を算定
身体拘束廃止未実施減算	①身体拘束に係る記録をしていない場合 ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催や、会議の結果を従業者に周知していない場合 ③身体拘束等の適正化の指針を整備していない場合 ④身体拘束等の適正化のための研修を実施していない場合	利用者全員について (1日につき) 50円減算

#### (4) 利用者負担の軽減について

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「利用者負担金」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額上限額が設定されており、利用されたサービス量にかかわらず、障害福祉サービス受給者証に記載されている負担額を超えない額となります。

収入等の段階区分	利用者負担上限額
生活保護に属する方	0円
市民税非課税の方	0円
市民税課税の方	37,200円

※ 上限額の算定における世帯の範囲・・・18歳以上の利用者：本人及び配偶者

## 2、訓練等給付費対象外のサービス利用料金

### (1) 月額定額料金

種類	金額	備考
家賃	月額 18,000円	
水道光熱費	月額 16,500円	水道、電気、ガス代
食材料費	月額 21,000円	(朝食300円+夕食400円)×30日
消耗品・業務委託・保守点検費	月額 8,500円	洗濯洗剤等共用部分の消耗品費 建築物点検、非常災害設備点検、建物維持管理
合計	月額 64,000円	

※食材料費について、外出や外泊、入院等で欠食する場合は、朝食1回につき300円、夕食1回につき400円を控除します。また、一月を超える入院の場合、食材料費はいただきません。

※家賃、水道光熱費、消耗品・業務委託・保守点検費については、外泊の有無に関わらず月額をいただきます。ただし、月の途中で入居または退居する場合に限り、日額（家賃600円、水道光熱費383円、消耗品・業務委託・保守点検費200円）で算定します。

### (2) 実費負担料金

	実費	希望者
土、日、祝日の昼食費	実費	
その他	実費	日常生活において通常必要となるものに係る費用（日用品、保健衛生品、教養娯楽費、町内会費等）
複写物の交付	実費	利用者のサービスに関わる記録の複写物を交付した場合